

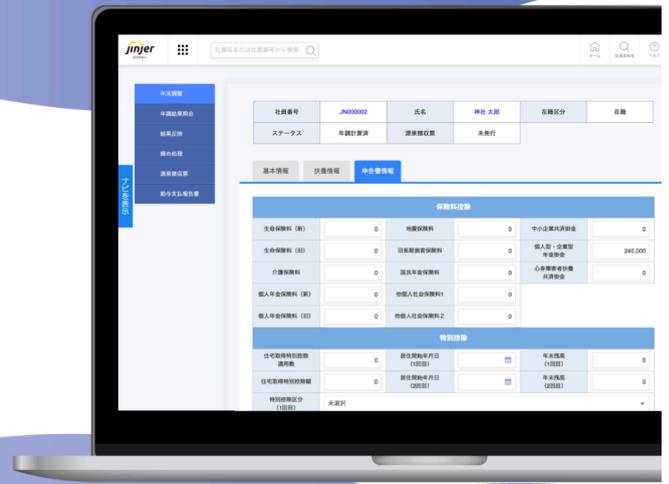
ジンジャー給与、多様な通勤形態に対応 非課税・課税通勤費の自動計算機能を実装

クラウド型人事労務システム「ジンジャー」を提供しているjinjer株式会社(本社:東京都新宿区、代表取締役社長:桑内 孝志)は、「ジンジャー給与」にて、人事データベース上に登録された交通機関情報を基に非課税・課税通勤費の自動計算機能を実装したことをお知らせします。



【多様な通勤形態に対応】

非課税・課税通勤費の 自動計算機能を実装



■新機能概要

近年、テレワークの普及や働き方の多様化に伴い、従業員の通勤パターンも大きく変化しています。従来、こうした多様な通勤形態に対応した通勤費の計算は、人事部門や経理部門の担当者が手作業で行うことが多く、時間がかかり、人的ミスのリスクも高いものでした。

今回の機能実装により、「ジンジャー」の人事データベース上に登録されている従業員の交通機関情報を基に、公共交通機関の利用時だけでなく、自動車通勤時や自転車通勤時、さらには「週に数回の出勤」等、様々な通勤形態に対応した非課税・課税通勤費を自動的に計算できるようになりました。これにより、計算作業の大幅な効率化と正確性の向上を実現し、人事・経理部門の業務負担を大きく軽減します。また、各従業員の通勤形態に応じて適切に通勤費を計算することで、多様な働き方へのスムーズな対応をサポートします。

また、通勤経路や交通手段の変更があった際、「ジンジャー」の特長である人事情報の一元管理を活かし、リアルタイムで給与計算に反映できるようになりました。人事データベース上に登録された最新の交通機関情報を基に、自動的に給与計算をすることで、常に正確な通勤費計算を実現し、管理者の計算業務の負担を減らすことに寄与します。

例1) 自動車通勤等の距離に応じた、非課税通勤費/課税通勤費の計算

自動車や自転車通勤する場合、通勤距離に応じて非課税となる通勤費の金額が異なります。本リリースにより、距離に応じた非課税額を自動計算し、非課税通勤費と課税通勤費を正確に算出できるようになりました。

例2) 出勤日数に応じた、日額の通勤費計算

出勤日数に基づいて通勤費を計算できるようになりました。さらに、出勤日数に応じて「定期代を支給する」または「日額で支給する」といった柔軟な通勤費の計算にも対応可能です。

▶1か月当たりの非課税限度額は次のとおりです。

区分		課税されない金額（1か月あたり）
交通機関又は有料道路を利用している人に支給する通勤手当		1か月当たりの合理的な運賃等の額 （最高限度 150,000円）
自動車や自転車などを使用している人に支給する通勤手当	片道55キロメートル以上	31,600円
	片道45キロメートル以上 55キロメートル未満	28,000円
	片道35キロメートル以上 45キロメートル未満	24,400円
	片道25キロメートル以上 35キロメートル未満	18,700円
	片道15キロメートル以上 25キロメートル未満	12,900円
	片道10キロメートル以上 15キロメートル未満	7,100円
	片道2キロメートル以上 10キロメートル未満	4,200円
	片道2キロメートル未満	全額課税
通勤用定期乗車券		150,000円
交通機関又は有料道路を利用するほか、交通用具も使用している人		150,000円

【参照：国税庁「通勤手当の非課税限度額の引上げについて」を基に作成】

■「ジンジャー給与」とは

ジンジャー給与は、ミスなくスムーズな給与計算を実現する給与計算システムです。給与の自動計算はもちろん、従業員の人事情報や勤怠情報と自動で連携でき、給与に関わる情報の確認作業を正確な情報連携、給与計算によって大幅に削減します。

▶「ジンジャー給与」サービスサイト：<https://hcm-jinier.com/payroll/>

■クラウド型人事労務システム「ジンジャー」とは

「ジンジャー」は、人事労務・勤怠管理・給与計算などの人事の定型業務から人事評価・eラーニングといったタレントマネジメントまで、1つにまとめて管理できるクラウド型人事労務システムです。

人事情報を1つに統合した「Core HRデータベース」によって、勤怠集計からの給与計算や、社会保険手続きに関する帳票類の入力といった定型業務の効率化・自動化を支援します。

また、それぞれのシステムのデータベースがつながっているため、データベースの自動反映や役割変更に応じた各システムへの権限変更の自動化などを実現します。

▶「ジンジャー」サービスサイト：<https://hcm-jinier.com>

■会社概要

会社名 : jinjer株式会社

所在地 : 東京都新宿区西新宿 6-11-3 WeWork Dタワー西新宿

PRESS RELEASE



代表者 :代表取締役社長 桑内 孝志

URL :<https://jinjer.co.jp/>

【本件についての報道関係のお問い合わせ先】
jinjer株式会社 広報室 (E-mail: pr@jinjer.co.jp)